

18

老後の金銭管理や詐欺被害が心配です

Q

認知症になったときに財産管理をどうしたらいい？ 詐欺にあわないように誰が見守ってくれるのでしょうか？ 配偶者がいる間は助けあって暮らしていけると思いますが。[60代]



Q

高齢者の詐欺被害が増えているので、自分が高齢になって判断能力がなくなるのが不安です。

[20代]



A

多くの方が、老後の不安に認知症や判断能力の低下を挙げています。介護保険や医療保険の他にも、この不安に何段階かで対応する公的な支援制度があります。詳しい説明は地域包括支援センター(→ 19)や社会福祉協議会等で受けられます。この制度の利用は詐欺被害・犯罪被害の防止にも役立つ面があります。



成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人を、保護し支援するための法的な制度として「成年後見制度」があります。この制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

成年後見制度の利用を検討する際には、利用開始後に途中でやめられない点(2028年以降に制度改正予定)、後見人への報酬の支払いが必要である点に留意しましょう。

判断能力の低下に備えて、任意後見制度

「任意後見制度」では、判断能力の低下に備えて、あらかじめご本人が「任意後見人」を任意で選び、代わりにしてもらいたいことを「任意後見契約」を結んで決めておきます。実際に判断能力が不十分になってきた場合、家庭裁判所での手続きを経て、任意後見契約の効力が発生することになります。

判断能力が大きく低下したら、法定後見制度

「法定後見制度」では、ご本人やご家族、市区町村長が申し立てることで、家庭裁判所が専門家やご家族を「法定後見人」として選任します。法定後見人は、ご本人に代わって財産を管理したり契約を結んだりします。

判断能力の低下前から、見守り契約と財産管理委任契約

任意後見契約は判断能力の低下が判明しないかぎり開始できません。そこで、後見人となる予定の人と「見守り契約」をセットで結ぶことが推奨されます。この契約を結ぶと、定期的に訪問してもらい、安否や健康状態を確認してもらえます。

また、任意後見契約は判断能力の低下がなければ身体がいくら不調でも開始できません。そこで、「財産管理委任契約」をセットで結ぶことも考えられます。この契約を結ぶと、長期入院している場合や足腰に不安がある場合など、ご自身が必要なタイミングで、預貯金の管理や公共料金等の支払いを委任したり、福祉サービスの利用手続き等を代行してもらったりできます。

判断能力の低下が気になったら、日常生活自立支援事業

よりハードルの低い支援制度として、地域の社会福祉協議会が運営する日常生活自立支援事業があります。判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、無料で相談を受け、低額で福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。判断能力は低下しているものの成年後見制度を利用するほどではない場合には頼れる制度です。

組合員の声

まずないと思っていた詐欺にまんまと引っかかってしまいました。ショックでした。慎重だと思っていた自分に大きな不安を持っています。

[60代]



悪質商法や詐欺に巻き込まれないために

判断能力の低下やひとり暮らしの孤独につけ込んで、特に高齢者は悪質商法や詐欺のターゲットにされがちです。自分の身にも起こることとして、日頃から危機意識を持ちましょう。そして、自分の感覚や判断を過信せず、少しでも変だと思ったら、迷わず家族・知人や警察等に相談しましょう。巧妙化する特殊詐欺については、警察庁のウェブページ「特殊詐欺対策ページ」を参照するなどして、手口を知っておくことも対策になります。

特殊詐欺対策ページ

消費者ホットライン	188
警察相談専用電話	#9110

